

平成二十四年十月二十一日

# 区政報告

千代田区議会議員

桜井ただし

皆さんこんにちは 桜井ただしです。

本日はお忙しい中を『桜会ファミリーの集い』にお越し下さり有難うございました。心からお礼を申し上げます。

私の後援会は『桜会ファミリーの集い』という名のおおりに、とても家族的で何でも話せて、気軽に相談いただける会です。皆様とはいつも心が通じ合える、そんなお付き合いができればと思っております。これからも宜しくお願い申し上げます。

さて、私も区議会議員四期目に入り、会派の政調会長として、又環境文教委員会の委員長、災害対策特別委員会の委員長として区民の皆様のご期待に応えられるよう頑張っているところです。本日、お届けする区政報告は平成二十四年第三回定例会に於きまして私が自由民主党議員団を代表して質問をした時のものです。区政を取り巻く諸課題について質問をいたしました。今後も区民の皆様の付託に応えられるよう頑張っております。また、区政報告に添付しております『桜井ただしホットライン』は急でお困りな事、福祉、子育てなど様々なご相談をいつでもお受けできるような私の連絡先を改めてカードに致しました。電話帳の片隅に貼っていただきご活用いただければ幸いです。

今後も区民の皆様のため、全力で取り組んで参りますので宜しく御指導、ご鞭撻のほどお願い申し上げます。



#### 【議会関係現職】

千代田区議会 自由民主党議員団 政調会長  
千代田区議会 環境文教委員会 委員長  
千代田区議会 災害対策特別委員会 委員長  
千代田区議会 議会運営委員会委員  
千代田区議会 高齢者総合サポートセンター委員  
千代田区 消防団運営委員会委員

#### 【団体】

麹町地区環境整備協議会 会長  
麹町通り商店会 役員  
麹町地区野球会 顧問  
麹町消防少年団 団長

平成二十四年第三回定例会において、自由民主党議員団を代表して質問をいたします。

初めに、九月二十六日、昨日ですが、安倍晋三元首相が、第二十五代自由民主党総裁に決定をいたしました。安倍氏は、美しい日本、私たちの国、日本を取り戻し、政権奪還することを訴え、さまざまな国難に対し、課題解決に向けて、その決意を述べられました。今後の国政に大いに私たちも期待をしたいと思います。

さて、今年の夏は、七月のロンドンオリンピックに続き、パラリンピックに出場した日本選手団の活躍に日本中が沸き、多くの希望と感動をもらった夏でございました。中でも、私が特に感動を覚えたものに、パラリンピックの障害者団体競技であるゴールボールがありました。これは、目隠しをしながらボールを転がし、ゴールに入れることで得点する、視覚障害者の競技ですが、今回の快挙は、日本パラリンピック史上初となる団体競技での金メダルの獲得となりました。

障害を持たれる方々が定期的に集まり練習をする団体競技の難しさ、今までに団体競技で金メダルがとれなかったのは、個人のレベルの高さだけでは解決できない難しさがありました。特にこのゴールボールは、三人で競技をしますが、補欠選手を含めると、六人の有望な選手が必要となります。全国各地の盲学校を通じて、地道に有望な選手の発掘を進めてきた結果、中国に勝利することができました。



メンバー全員が困難を克服しての金メダルだけに、喜びもひとしおだったと思います。主将の小宮選手は、「とうとうこの日が来た。君が代を途中で歌えなくなるぐらい胸が熱くなった」と、メンバー全員が明るく、そして満面の笑みで語りましたが、その映像に感動された方は、私だけではないと思います。

さて、時は同じくして、話は変わりますけれども、日本海では、竹島、尖閣諸島への不法上陸が、韓国大統領や中国の活動家によって行われ、我が国にとっては看過できない事態になっていきます。領土問題はまさに国の根幹であり、領土の保全と主権確立は、国家が成立するための基本的な要素であるからであります。そのためにも、正しい認識のもとに、毅然とした対応をとってこなかったことが一番の問題であると思います。

現政権下では、鳩山、菅、野田の三総理は、これまで日韓首脳会談で竹島という言葉を一度も使わず、具体的な抗議も行ってきませんでした。尖閣諸島のことでは、2年前の中国漁船の衝突事件で、我が国は、「那覇地検の判断」との名目で船長を釈放し、このときの対応が日本



の弱腰外交を露呈する結果となりました。現政権下である民主党、そして自民党時代の反省も含めて、しっかりとした対応を求めるものであります。

さらに、八月十四日、韓国、李明博大統領は、天皇陛下の韓国ご訪問に対して、極めて非礼、不適切な発言を行いました。このことは、

日本国民にとって決して容認できるものではなく、発言の撤回と謝罪を求めるものであります。

**区政について触れたいと思います。**

来年2月に任期を迎えられる石川区長におかれては、三期十一年の長きにわたり、区政運営に大変ご苦労さまでございました。今まで三回の選挙においては、私たち自由民主党の総力を挙げて応援をいたしてまいりましたが、今回、区民の手で、区民がつくる区長を選びたいとの思いから、マイタウン千代田という組織が設立され、前副区長の大山恭司さんを次の区長候補として推薦することに決まりました。既に大山恭司さんには多くの区民から、期待と応援のメッセージが多数送られておりますが、今までの豊富な経験と実績から、区民の負託に十分応えていただけるものと

確信をいたしております。

さて、今定例会は**決算議会**でございますので、このことについて、ここから質問をさせていただきます。

昨年の決算議会は、多くの課題が噴出し、認定が第四回定例会に送られ、その結果として、千代田区政で初めてとなる「不認定」となりました。これを受けて、区は、その後の対応が問われる中で、今回の決算をどのように受け止め、改善してきたのかをお伺いしたいと思います。

前回の決算を不認定とした項目は、「旧練成中学校の貸付に関する経過」「新聞社に支出した広告料」、そして「町会とマンシヨンの関係」であり、いずれも集中的に審議が行われ、執行機関の答弁に明確さを欠くなどの理由で、私どもは、平成22年度決算を「不認定」とせざるを得ませんでした。

「町会とマンシヨンの関係」については、二十二年度決算・二十四年度予算審議を経て、特定のマンシヨンの補助金等については、予算の削減を全会一致で決定し、現在に至っております。また、「中学校の跡地を文化芸術施設として使用すること」や、「ちよだ文学賞の広告経費の使用方」などについては、これまでの審議を踏まえて、文化芸術という広い視点で改めて考え直してみる時期に来ているのではないのでしょうか。

私どもは決して文化芸術を否定するものではありませんが、文化芸術基本条例を制定し、「文化芸術プラン」を始



め、この場所が区民が主役の「文化力の向上」としていることについては、余りにも議会と執行機関との間で認識がかけ離れているように感じます。その結果が決算の不認定に至ってしまったものと考えます。執行機関として、「区民の文化力の向上」を実現させるために、文化芸術施策をどのように評価し、また、今後どのように進めていくのかを伺います。

次に、十月で満十年を迎える「安全で快適な千代田区の生活環境の整備に関する条例」、通称「生活環境条例」ですが、これについてお伺いをしたいと思います。

本条例が平成14年にスタートをして、この十月で十年を迎えます。この条例を議論し、議会で可決した際にも、さまざまな意見や議論があったことを思い出されます。当時、マナーやモラルに訴える、いわゆる「ポイ捨て条例」が、既に平成十一年四月から施行されており、努力義務として取り組まれていました。しかし、なかなか効果が上がらず、環境の改善も進まない状況の中で、平成十三年二月に石川区長が就任され、取り組まれた



ものでございます。

当時の状況は、歩きたばこが当たり前のように横行し、混み合った歩道を通行する際などは、確かに危険を感じたり、たばこの煙に迷惑したものでした。また、路上の吸い殻が散乱したまちの美観を損ねていたばかりではなく、その清掃に当たるまちの方々のご苦労も並大抵ではありませんでした。その状況を改善すべく取り組まれたわけでございますが、この手法は、これまでどの自治体も行ったことのない、路上喫煙に対する「罰則適用」というもので、大変インパクトがあり、社会的にも大きな反響を呼んだことを思い出されます。

現在では、千代田区が最初に取り組んだ施策が日本全国に波及し、多くの地域で同様の条例が施行されるようになり、千代田区の先進的な取り組みが社会全体の動きをリードしてきたと言えると思います。他の自治体の取り組み内容を見てみると、主要な駅周辺地域を禁止区域と定めたり、罰則は規定していないもの、また、千代田区同様に過料の規定はあるものの、実際にはまだ過料の適用を行っていないものなど、さまざまな状況があります。

千代田区では、路上喫煙禁止地域の指定割合が30%からスタートし、現在、皇居を除く全区域100%が禁止区域に指定されています。その上、違反者に対する2,000円の過料処分も行っています。この状況は、全国で最も厳しい規制を行っており、喫煙者にとって生活しにくい地域

だと捉えられているのかもしれませんが。

この条例の趣旨は、喫煙そのものを禁止することが目的ではなく、周辺に与える影響を考え、迷惑行為と捉えられないようにすることや、ポイ捨て行為で地域環境を汚さないことを目的として、路上での喫煙を規制することをルールとして定め、清潔な生活環境を実現しようとするものだと理解をいたしております。

千代田区内の路上喫煙は目に見えて減少し、生活環境が改善されてきていることは喜ばしいことで、評価されるものでございますが、その一方で、いまだに数多くの喫煙者が存在することは事実です。その喫煙者が、路上では喫煙が規制され、事業所や飲食店などの建物内でも受動喫煙対策が講じられる中で、分煙対策が進まずに、むしろ禁煙化に向けた動きが主流になっている現状において、その喫煙者はどこにたばこを吸う場所を求めるのでしょうか。

その答えは、既に地域の課題としてあらわれております。条例で喫煙を禁止する対象外となっている区立公園や児童遊園に喫煙者が集中しているのです。通勤時間帯や昼休みなどでは、多くの喫煙者が集中することで、一般の利用者がいっときの安らぎを求めて休憩することもできず、小さなお子さんを遊ばせたくても、とても利用できないといった状況が発生をいたしております。

また、民間建物の私有地部分や駐車場といった空きスペースなどでも同じような現象が見られております。喫煙が



規制されている千代田区内で、逆に規制がかからない場所として喫煙者の人たちに認知されてしまっているのではないのでしょうか。

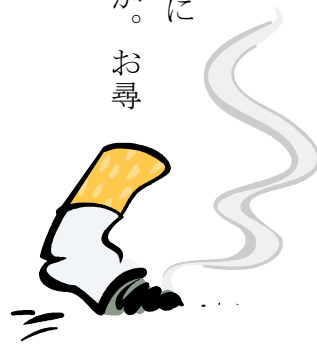
条例施行から十年を経過した今、改めてこれまでの取り組みを整理し、さらに今後の方向性を考えてみる必要があるのではないのでしょうか。このような認識のもとに、基本的な事項の確認も含め、3点、質問をさせていただきます。

第1点目は、路上喫煙の違反者に二千円の過料を科してありますが、そもそも過料とはどのようなことを目的としたものなのでしょうか。改めてお伺いをします。また、今年の五月の新聞報道では、千代田区の過料処分の金額が一億円を超えたとの報道がなされました。納められたこの過料は、どのような人に活用されて、今後どのようにしていくべきとお考えなのでしょうか、お答えください。

第二点目は、マナーの問題にあえてルールを設けて取り組んできましたが、この取り組みには、「マナーからルールへ・そしてマナーへ」とスローガンが掲げられております。十年間取り組みできた経過を踏まえ、マナーへと移行できるタイミングとは、どのようなときだとお考えなので

しようか、お答えいただきたいと思ひます。

そして最後に、公園における喫煙状況の改善についてです。先ほど述べましたとおり、このまま放置し、対策を打たないわけにはいかない状況が生まれております。私たちのもとには、地域の方たちから「何とかしてほしい」との切実な相談が寄せられています。八十二万人とも言われる昼間人口を抱える千代田区が、喫煙者・非喫煙者双方の視点から、この状況に対して、どのように対応していくお考えなのでしょう。お尋ねします。



次に、防災対策についてお伺いします。

今年四月に首都直下型地震の被害想定が東京都より出されました。千代田区内でも、死者数336人、負傷者1万2858人、倒壊建物が全壊が835棟、半壊が1775棟など、これまでの被害想定を上回る被害が予想されております。

さらに、この九月には、南海トラフの巨大地震に関する被害想定が公表され、全国で死者が32万人、津波は高知県土佐清水市などで最大34メートルと想定され、浸水地域は関東から沖縄まで、はるかに想像を超える広い範囲で、最大の浸水面積は、東日本大震災の約1.8倍に相当する1014平方キロメートルにも及ぶとされています。都内で

の被害想定は、島嶼部での津波被害が特に大きく、新島で最大30.9メートルの津波が予想されています。一方、東京湾の湾岸は、地形上、津波が入りにくいとされ、江東区、品川区の2.2メートルが最大とされています。これら首都直下型地震、南海トラフ地震の被害想定を踏まえ、区としてどのような対策を講じていくのか、考えを伺います。

東日本大震災では、区内では大きな被害はなかったものの、区内の被害状況や避難所の開設状況、帰宅困難者への対応など、情報が区民に伝わりませんでした。また、区としての状況把握がいかに正確・迅速に行えるかが課題であります。これらの情報収集・提供には、区としての体制づくりに加え、国や東京都との連携が不可欠であります。区として、これまでどのような対策を行い、今後どのようなしていくのか、ご見解を伺いたいと思ひます。

発災時の輸送道路として、1次から3次までの緊急輸送道路が指定されています。平成23年度に、都の耐震化促進条例が施行され、緊急輸送道路のうち、1次指定を中心に、特定緊急輸送道路が指定されました。緊急輸送道路沿道には、区内で約1600棟あります。特定緊急輸送道路に絞っても、約600棟がございます。この600棟のうち、道路を塞いでしまう可能性のある建





物が240棟と言われており、積極的な耐震化の取り組みが求められております。

今年から、特定道路沿道の建物については、耐震診断の実施が義務化する一方で、手厚い助成をするなどの取り組みもあります。最近の被害想定を踏まえれば、国や都とも連携をとり、より一層の耐震化促進に拍車をかけるべきだと考えます。区として、これまでの取り組みにどのような対策を行い、今後、どのように対応をしていくのか、お考えをお伺いをしたいと思います。

次に、区民から大きな期待を受けて整備計画が進んでいる、(仮称)高齢者総合サポートセンターの進捗状況について、お尋ねをいたします。



いよいよ、区役所旧庁舎跡地において解体工事が始まり、新しい建物の基本設計案も示されました。サポートセンターについては、平成17年に整備の考え方が示されて以降、私たち自民党議員団も大きな期待を寄せるとともに、高齢者福祉施策の拠点として、よりよ

い施設が整備されるように、できる限りの支援・協力をしてきた施設です。

この間、区議会においては、本会議、常任委員会、特別委員会などを通じて議論を重ねてきており、今まさに具体化に向けて最も重要な時期に來ていると認識をいたしております。

そこで、まず、建物としてのハード面について伺います。区民にとって思い入れの深い区役所旧庁舎跡地に建設される施設であることや、九段坂病院との合築整備であることなどを踏まえて、どのような点を重視して取り組んでいて、どのような課題があるのか、そして検討状況をお伺いしたいと思います。

また、開設は平成27年の秋と聞いておりますが、それまでの3年間で、運営内容などの中身の検討をしっかりと進めていくことが重要であると思っております。サポートセンターには、「高齢者のさまざまな相談拠点」「在宅ケア医療拠点」「活動拠点」「人材育成拠点」、そして「多世代交流拠点」の五つの拠点が整備されるということですが、それぞれどのような検討状況にあるのか、お伺いをしたいと思います。

特に、「相談拠点」と「在宅ケア医療拠点」については、これまで区議会においても、重点を置いて議論をしてきた「医療と介護の連携」を実現するための重要な拠点でもありと理解をいたしております。我が国は、国民皆保険のも



と、世界でも類を見ない高水準の医療・介護制度を確立した長寿国となっておりますが、入院医療・施設介護が中心であり、平均入院期間はアメリカの五倍、ドイツの三倍だとも言われております。また、自宅で亡くなる方の割合を見ますと、1950年に80%だったものが、2010年には12%にまで低下しています。一方で、内閣府の調査によれば、60%以上の国民が終末期の療養場所について、「自宅で療養したい」と回答しています。

このような状況を踏まえますと、高齢者が住みなれた住まいで、できるだけ長く過ごせるように、また、望む方は自宅でみとりも選択できるように、「医療と介護の連携」を具体的に推進していくことが必要であると認識しております。

これまでの議論では、区長から、「医療と介護の連携」を推進する具体策が、まさにサポートセンターの整備であるとのことのお話もいただいておりますので、そうした視点での「相談拠点」と「在宅ケア医療拠点」の検討状況と今後の見通しについて伺います。

高齢者の在宅生活を支援する拠点となるサポートセンタ

ーの役割や重要性については、区議会においては共通理解となってきましたが、一方で、区民の皆様からの理解はいかがでしょうか。



先日、広報紙八月五日号の1面で周知をしておりますが、区民の皆様からの反響は余りなかったように聞いております。私も最近、身近な区民の方から、早く区役所跡地にできる高齢者施設に入所したいというお話を伺い、回答に困ったことがございました。せつかく新しい施設ができ、区民の役に立つ施設に取り組んでいくのですから、運営内容や事業内容についても、もつとわかりやすく区民にご案内するとともに、よりよいものとしていくためにも、積極的にご意見などを募っていくことも必要ではないでしょうか。

そこで、サポートセンターに関する周知や意見聴取について、今後の方針をお伺いします。



いずれにしても、私たちは、サポートセンターが区民にとって誇りとして、親しみを持てる施設として整備されるよう、今後も引き続き注意深く見守るとともに、支援・協力をしてまいりたいと思えます。

最後に、**高齢者の見守り**について、お伺いをいたします。

新聞やテレビなどのマスコミ報道では、高齢者の孤独死という痛ましいニュースが後を絶ちません。この背景には、1つとして、家族の変化が挙げられます。全国的に高齢者

のひとり暮らしや、高齢者のみの世帯が増加している中、千代田区においても、65歳以上の約7割の方が、独居や、ご夫婦お二人だけの高齢者のみで生活している実態があるとお聞きしております。こうした傾向は、高齢者の孤立化につながる危険性を意味しております。

もう一つは、地域社会の変化であります。我々の住む大都市では、町会活動など地域の活動が比較的活発な千代田区であっても、地域の社会的つながりが希薄化しています。特にマンションなどの集合住宅では、近所づき合いもせず、隣にどんな人が住んでいるのかも知らずに暮らしている人も多い実態があり、こうしたことも高齢者の孤立化にさらに拍車をかけていると考えられます。

本来、高齢者が安心して暮らしていくためには、家族も含めた「自助」、そしてご近所などによる「協助」が基本であると考えますが、家族の変化、地域社会の変化がそれを難しくしております。このような状況の中、各自治体はさまざまな対策を講じ、行政が自ら実施する事業も含め、地域社会における実効性のある見守り体制の構築を支援しようとしておりますが、「孤立死」という痛ましいニュースを見るにつけ、なかなか成果が上がっていない印象を受けます。

千代田区でも、配食サービスや緊急通報システム、電気・ガス・水道・新聞販売店などのライフライン事業者も含めた見守り隊活動、さらには、今年夏に行った熱中症予

防訪問事業など、さまざまな取り組みを行っております。

そこでお尋ねいたします。こうした区の取り組み内容や実際の事例などを紹介していただくとともに、その成果や課題、改善点などについて、区の見解をお聞かせいただきたいと思えます。また、災害時の救援体制づくりについてはいかがでしょうか。

平常時からの見守りが、災害時の円滑な安否確認・支援につながることから、平常時から災害時までの一貫した地域の見守り体制の構築が不可欠であると考えます。千代田区では、ひとり暮らしなどで体調異変時に不安のある方や、災害時における救援が必要な方々を事前に把握し、日常的な地域の見守り体制や、災害時の救援・安否確認体制を強化するため、それまでの高齢者見守り台帳と災害時要援護者名簿を一体化し、「安心生活見守り台帳」を整備し、たとお聞きしております。しかし、名簿は1つのツールにすぎず、整備をして、町会などへ配布するだけでは、実効性のある体制が構築できるわけではありません。

加えて、区民の約8割が居住するマンション対策が切迫した課題であると考えます。発災時には、マンションのエレベーターは停止し、特に上層階に住む災害時要援護者のケアや救援は、相当の労力を要することが予測されます。



しかしながら、町会未加入者の方も多く、その方々を、町会等地域の救援体制に取り組むことは、現実的ではないと考えます。やはりマンションはマンションの中で、自助・協力の体制を構築することが必要ではないでしょうか。そこでお尋ねします。地域の自主的な見守り・救援体制づくりには、どのような支援をしていくのか。加えて、マンション住民の見守り・救援体制の考え方、対策について、区の取り組み状況や成果、課題・改善点などについてお聞かせください。

以上、区長及び関係理事者の明快な答弁をお願いし、代表質問を終わります。ありがとうございました。

## 石川区長

桜井議員のご質問にお答えいたします。

まず、前回の決算を踏まえて、今回の決算に臨む考え方について述べさせていただきます。

確かに、二十二年度の決算についてご指摘いただいた事項について、私どもから見れば、誠意を持って説明をしたというふうに理解はしております。しかし、その意がご理解いただけず、まことに残念であったと思います。今後とも執行機関として説明責任を果たし、ご理解いただけるように、一層の努力をしてみたいと思います。

次に、文化芸術施策についてお答えいたします。

文化芸術施策の内容は、多種多様だろうと思います。例

えば、この庁舎の9階、十階の図書館、あるいは日比谷図書館、これはまさに文字文化の活動の拠点であり、ある面では、文化芸術の発信のゲートウエー的な役割があるかと思えます。さまざまな方々が訪れ、そして、あるときは、区民の皆さんと昼間人口等々の間で、さまざまなネットワークができるんだろうと思います。

もう1つ、例えば申し上げるならば、ご承知のとおり、桜で有名な千鳥ヶ淵緑道、これは区道でございます。膨大な桜の再生のために区費を投入しております。そうしてたくさんの方々を訪れるわけでございますけれども、この千鳥ヶ淵の緑道については、多くの、区民だけではなくて、さまざまな区民以外の皆様方が、ボランティアとして、さくら見守り隊という活動しております。あるいは、桜のサポーター制度についても、単に区民だけではなくて、多くの昼間人口、あるいは区民の皆さんが活動しております。まさに、桜というのは、ある面では生活文化、日本人の生活文化であろうと思います。

このように、千代田区という、置かれている地域から見ますと、単に五万人の区民だけではなくて、さまざまにここを訪れ、あるいは昼間人口の皆様方とともに、文化、そうしたものを、より高めるためにさまざまな活動をする場所が、まさにさまざまな施設だろうと思います。

そうしたことの積み上がったものが、初めて千代田区の文化力、あるいはクオリティーの高いまちになるんだろう

と思います。そうしたことを繰り返しまさまざまな文化施設の中で行うことによって初めて、文化芸術プランであります保存、つくり育てるということができ上がるんだらうと思います。

ご承知のとおり、千代田区で、平成16年につくりました、千代田区文化芸術条例、これをよくごらんいただければわかると思いますけれども、この条例で、まさに文化芸術の振興に当たっては、区民、ただし、区に住み、働き、学び、集う人々というのを大きく捉えて区民というふうにしているわけでございまして、さまざまな方々が、この文化施設を通じて、さまざまに活動し、そしてそのことが総体として、区民の皆様方の文化力、あるいは地域のクオリティーを高めていくんだらうと思います。これは、千代田区という5万人の人口の中では、単に区民だけの話として文化振興をすることではないということは、明快に条例に

うたっております。

その繰り返しをすることが、初めて、この千代田区を訪れたいということになるんだらうと思います。

一方では、ご承知のとおり、さまざまな税金を投入していることから見ますと、区民の

皆さんが、こうした区の文化的な施設を利用し、活動をするときには、十分にさまざまに配慮をしていくということも当然だらうと思ひまして、今後、そうした点については、しっかりと、もう少しこういう点についてきちつとしてまいりたいと思ひます。

いずれにいたしましても、千代田区が「文化芸術振興条例」をつくった背景をぜひ十分にご理解を賜りたいと思ひます。

次に、生活環境条例のご質問にお答えいたします。

罰則を適用しました条例を施行してから10年を経過いたしました。それ以前の努力義務を定めた条例によるマナーの取り組みでは効果が見られず、区民の切実な声に応えるために、ルールを導入したものは、お話のとおりだらうと思ひます。現在、千代田区から発信したこの取り組みが、全国、多くの自治体に波及し、同様の取り組みが行われていることも、ご承知のとおりだらうと思ひます。

これまでの10年間の取り組みによって、路上での歩きたばこは目に見えて減少するなど、成果は上がってきたと思ひます。この成果は、単に区役所だけではなく、地域住民や、ここで立地している事業所、あるいはその社員、あるいは大学、そうした地域を構成するさまざまな方々が、この事業に共同参画をし、主体的・自主的にパトロールなどを実施する地道な活動を継続してきた、私は、結果であらうと思ひます。こうした活動の延長として、最近では、







さまざまな地域活動に参加する事業所も増えてきておりまして、住民や事業所間のつながりが広がったと、私は、評価をしていただいております。

大都市における新たな地域社会づくりの1つの、生活環境条例は、いい意味での、私は、モデルになっているらんだらうと思います。

そうした成果を踏まえ、ルールなどの必要のない社会ができることが、本当の姿だと思えます。しかし、八十二万人が活動する中で、路上で喫煙する人がまだまだ多くいらっしゃることは、ご承知だろうと思えます。路上での喫煙の規制をする一方、ご質問にもありました、公園などで喫煙者が集中するなど、新たな問題が顕在していることも、十分に私たちはわかっております。このような現状を解決するためには、まだまだ時間がかかるため、現時点では、マナーへの移行は大変難しいと思えます。

そして、ご指摘のような公園でのルールというのをどうつくるかについては、今、作業を進めておりまして、できるだけ早い段階で、公園等については、一つの方向を出していきたいというふうに思っております。

次に、被害想定を踏まえた防災対策に関するご質問にお答えいたします。

ご承知のとおり、千代田区は、昨年の東日本大震災で浮き彫りになった課題に対応するため、本年3月、区が独自に取り組む防災対策について、他区に先駆けて、地域防災計画の改定をしたところであります。これは、繰り返し申し上げますが、発災時間帯別の対応や、情報連絡体制の強化、帰宅困難者対策の見直し、避難所の自主的な運営など、千代田区の地域特性を反映した対策でありまして、区の防災対策における基本的な方向性を示したものであります。

ところで、今年四月に東京都が新たな震災に関する被害想定を公表しました。その後も、先月には、国が南海トラフ地震の被害想定を、今月は、国や東京都等の首都圏自治体による帰宅困難者等対策協議会の「最終報告」が出され、最近では、東京都地域防災計画の素案が公表されるなど、多くの震災に関する報告等が公表されております。このうち、最近出されました帰宅困難者対策協議会、これは都と国がまとめたものでございまして、その内容は、一斉帰宅の抑制や一時受入施設の確保などが、この報告の中で示されております。

都は、今回初めてそうした方向を出したわけでございまして、都が、平成19年度に改正した現行の地域防災計画では、帰宅困難者対策は、安全に自宅へ帰るためのことを、さまざまに、帰宅ルートの確認だとか帰宅支援場所の設置

ということが、十九年度の東京都の地域防災計画の考え方でございました。今回、報告書でそういう方向を変えたわけでございます。

しかし、一方、私たち千代田区は、ご承知のとおり、平成十五年度から、帰宅困難者対策として、安心してお帰りになるという、そういう確認の一方では、一時的に滞留する、滞在するという意味で、一時受入施設の確保というものを、帰宅困難者地域協力会等で議論をしてまいりまして、ご承知のとおり、昨年3月のとき、大学等がそういう役割を果たしたわけでございます。ある面では、東京都と国で出された考え方を、既に私のほうは先行して、そうした取り組みをしていたわけでございます。

それから、最近の南海トラフの被害想定については、中身を点検いたしますと、ほとんど区部には影響がないということでございます。一方、東京都の直下型に関する被害想定を見ますと、建物等の倒壊による被害等が、従来の想定より増えていることは事実でございますので、そうしたことを今回の地域防災計画の改定の中に反映をしていきたいと思っております。

それから、東京都が地域防災計画の素案で、減災目標といたいのを初めて出しました。地域防災計画の中で減災目標を出しましたが、私のほうは、平成18年の千代田区の防災事業計画で、既に幾つかの項目については、減災目標を出した事業計画を既につくっております。ある面では、そ

うしたこ

とを、今回、東京都の地域防災計画の中に、



私は、反映されたというふうに見ております。

したがいまして、今回の地域防災計画改定の素案を十分に検討しながら、地域防災計画という位置づけの

中で考えるか、今改定をしております千代田区の五カ年の防災事業計画という中で反映するかについては、今内部的に議論をしながら、既に作業に着手しております。私としては、むしろ千代田区防災事業計画と言われる5年計画の中に、さらにもう少し減災目標の項目と、そうしたものをに入れていくことが現実的ではないかと思っております。いずれにいたしましても、そういう作業をやりつつ、区議会の特別委員会にも報告をさせていただきたいと思っております。

いずれにいたしましても、防災関係については、かなり私のほうが先行して、先駆的にさまざまな対応を取り組んでおりまして、初めてそうしたことが国の機関、あるいは東京都で出されたというふうに私は認識しております。

その他の事項については、関係理事者をもって答弁をいたさせます。

#### ○保健福祉部長

桜井議員の（仮称）高齢者総合サポートセンターに関するご質問にお答えいたします。

まず、建物のハード面の進捗状況については、現在、基本設計のまとめに向けて作業に取り組んでおるところでございます。建物の設計におきましては、区民の皆様にとって思い入れの深い旧庁舎跡地にできる施設であることを踏まえ、高齢者はもちろんのこと、さまざまな世代の方にとって、「親しみやすく、訪れやすい施設」としていくことを施設整備の基本方針の一つとしております。そのため、一階には、「多世代交流拠点」を配置し、カフェなどの飲食を提供する機能や、多くの方々が集い、憩える場として、サロンやホールとして使えるスペースの確保を計画しております。現在、なるべく多くの方にお堀の景観を楽しんでいただけるよう、各機能の効果的な配置や設備内容などの検討に取り組んでおります。



また、九段坂病院との合築整備であることを踏まえ、その利点を最大限生かすために、1階に配置する相談拠点と病院の相談窓口である地域医療連携室を隣接して配置し、介護や福祉だけでなく、医療も含めた総合的な相談窓口になるよう一体的な整備を目指しております。病院としての認可上の制約もありますので、現在、病院認可を所管する東京都とも協議・調整を進めております。

そのほかにも、水や緑が豊かな内堀

沿いの景観に配慮した施設づくりや、環境負荷の低減、防災性の確保など、公共性の高い建物として、重視すべき点を踏まえながら、設計に取り組んでおるところでございます。

次に、施設開設に向けた運営内容等の検討状況でございますが、サポートセンターの五つの拠点のうち、まず、「多世代交流拠点」については、ハード面の機能配置などと運営内容が密接に関係することから、並行してソフト面の検討を進めております。今後、飲食機能の規模や運営主体を想定しながら、集客性、採算性などの課題について検討をまいります。

「活動拠点」につきましては、高齢者センターの利用者からのご意見も踏まえながら、新たな利用者層にも対応できるように施設づくりを目指して検討を進めております。今後は、運営面の課題として、四階に併設されるシルバーク人材センター、社会福祉協議会、ボランティアセンターと相乗効果を生めるような、そういった取り組みを検討してまいりたいと考えております。

「人材育成拠点」につきましても、同じく四階に併設されるさまざまな機関や、他の拠点との連携を目指すことはもちろんですが、この施設が病院との合築であるという利点を生かし、医療と介護の連携を担う人材を養成するための実地研修につきましても、実現できるように検討を進めてまいります。

そして、「相談拠点」と「在宅ケア医療拠点」につまましては、ご指摘のとおり、「医療と介護の連携」を実現するための重要な拠点でございます。ハード面における一体的な窓口の整備に加えまして、24時間365日の相談体制の構築や、単に相談を受けるだけでなく、必要に応じて訪問サービスや緊急入院の受け入れなど、具体的なサービスにつなげるためのネットワークと仕組みづくりの検討を進めております。

九段坂病院とは、相談拠点と連携した24時間365日の医療相談の体制ですとか、訪問サービスのスタッフ体制など、運営面での協議を進めております。さらに、設備やスペースを必要としない訪問リハビリ事業については、新病院の開設前から段階的に実施していくことにつきまして、検討をしておるところでございます。

また、相談拠点の取り組みの試行として、今年度から、急性期の病院に入院された方が円滑にご自宅での療養生活へ移行できるよう、退院前から関係する医療機関や介護事業者との調整を図るための支援の強化に取り組んでまいります。



こうした取り組みを通じまして、3年後の開設に向けて、着実に準備を進めてまいりたいと考えてございます。次に、区民周知や意見聴取につ

てでございますが、これまで、本事業検討の各段階におきまして、区民説明会や関係機関への説明のほか、広報紙やホームページを通じた周知と意見募集などを行い、基本計画や基本設計の内容に反映してきたところでございます。しかし、ご指摘のとおり、事業内容や運営内容についての理解促進は十分でない認識し、反省をしておるところでございます。基本設計ができますと、図面ですとかパース図などを用いた説明が可能になりますので、今後は、これまで以上に区民の皆様にご理解され、ご意見等がいただけますよう、よりわかりやすい周知に努めてまいります。

次に、高齢者の見守りについてお答えをいたします。ご指摘のとおり、「孤立死」のニュースは後を絶たず、本区におきましても、年に何人かの方は、誰にもみとられることなく亡くなっている状況がございます。高齢者のうち約7割が、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯状況という状況の中で、みとられずに亡くなることをゼロにするということは困難ではございますけれども、救える命は少しでも多く救うために、地道な努力をしていくことは必要不可欠であり、本区でも、ひとり暮らし高齢者等の方々が安心して暮らし続けられるよう、さまざまな取り組みを行っているところとす。

具体的には、平常時の見守りとして、「高齢者安心生活見守り隊」、「配食サービス」、「緊急通報システム」、「ふれあい収集」、「はあとサロン」など、また、訪問事



業としては、安否確認や高齢者サービスの紹介を行う「高齢者見守り訪問」や、本年七月から八月にかけて実施した、「高齢者熱中症予防訪問」などが挙げられます。

こうしたサービスを提供する中では、例えば配食サービスで、ドアが開かず配達できなかった方の情報を事業者から区に受け、緊急的に鍵をあけ部屋に入ったところ、熱中症一步手前の利用者を発見し、大事に至らなかった事例ですとか、訪問事業によりまして、これまで介護サービスを利用してこなかった方を必要なサービスにつなげた事例なども、少なからずございまして、見守りのアンテナが機能した結果だというように考えてございます。

しかしながら、見守り台帳の調査対象者約1万人のうち、6割ぐらいの方から登録票を提出していただいておりますので、そのうち約9割の方は、介護サービスも受けていない方だというような現状がございまして、今後、そうした方々の生活状況をどのように把握し、その中で支援が必要な方にどう登録していただくかというのが大きな課題であると認識してございます。課題解決のためには、現在の見守り関連事業を1つ1つ積み上げていくことに加え、平常時から災害時までの見守り・救援体制づくりを支援していく必要があると考えてございます。

この見守り・救援体制づくりにつきましては、地域の中で自主的に助け合う、いわゆる「地域福祉」的な取り組みが重要になります。現在、そうした考えを念頭に、社会福

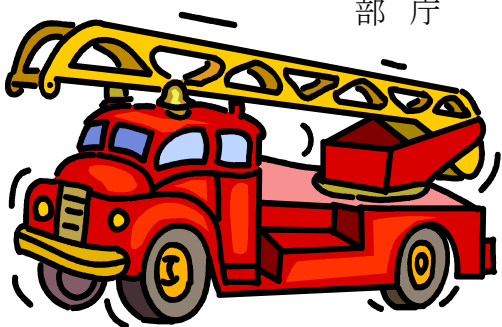
祉協議会、高齢者あんしんセンターなど協働で、見守り台帳をもとにした町会ヒアリングを順次実施を始めたところでございます。8月までに、試行的に二つの町会で実施し、その際に、町会での見守り活動の聞き取りですとか、実際に見守り・声かけが必要な方に対して、誰が担当するのかなどの確認を行っております。実態が把握できず、心配な方も浮き彫りになるなど、ヒアリングを行うことでの成果も見え始めておるところでございます。

こうしたヒアリングの中で出される意見の1つとして、やはりマンションにお住まいの方の問題がございまして。

「町会に加入していない」、「中に入りたくてもオートロックで入れない」など、議員ご指摘のとおり、町会をベースにした見守り体制の中に、マンション居住者を組み込むことはなかなか難しい面があると言わざるを得ず、マンション対策は個別に考える必要もあると認識をしております。

したがって、防災危機管理課や庁内におけるマンション関係施策を行う部署との連携をさらに強め、取り組んでまいりたいと思っております。

いずれにいたしましても、高齢者  
の見守り体制は、一朝一夕で構築できるものではないと考えております



ので、今後も一歩一歩確実に実効性を高めてまいりたいと思っております。

### ○まちづくり推進部長

桜井議員の耐震化に関するご質問についてお答えをいたします。

区では、平成七年の耐震助成制度創設以来、区民の安全・安心という観点から常に検証を行い、節目ごとに見直しを図ってきたところでございます。マンションにつきましては、区民の8割がマンション居住であるという実態を踏まえ、アドバイザー派遣から改修に至るまで、これまでも手厚い助成を行ってきております。さらに、木造住宅につきましても、年齢や所得の制限を撤廃するとともに、耐震シェルターや耐震ベッドも対象に加えるなど、拡充を図ってきたところでございます。加えて、事業所などの建築物におきましては、区ならではの住まい方を踏まえ、住宅部分を対象に改修助成を行うなど、総合的な耐震化施策を現在進めているところでございます。

とりわけ、特定緊急輸送道路沿道の建物につきましては、ご案内のとおり、昨年六月に、東京都より、特定緊急輸送道路の指定がなされ、耐震診断が義務づけとなっております。現在、区内には、耐震化に向けて対象となる建物が約240棟ほどございますが、この建物を対象に、昨年10月から、都と区の職員が連携し、戸別訪問により耐震化状

況の報告や、耐震診断の義務化などのご案内をしてきたところでございます。

本年七月末時点で耐震化状況の報告は約200棟ございまして、提出率は83%ほどとなっております。しかしながら、未提出の建物につきましても、引き続き個別に働きかけ、状況把握に努めており、実態は明らかになりつつございます。この報告を受けたものうち、耐震診断を実施したものは約4割でございましたが、その後、区への相談に加え、診断件数も伸びてきており、現在は7割を超える状況までに達してきておりますが、まだ途上にあると言わざるを得ません。

したがって、現在も、診断を行っていない建物の実態把握や、他区との情報交換等を図りつつ、助成制度の検証を行い、より利用しやすい制度となるよう、現在も東京都と協議を重ねているところでございます。

今後もさらなる耐震化の推進に向けて、国や東京都と連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。

### ○環境安全部長

桜井議員の生活環境条例のご質問に、区長答弁を補足してお答えいた



します。

まず、過料とした目的についてでございますが、条例案を検討する際に、区民の方々を初めとして、いかに条例の趣旨をご理解いただき、かつ、その実効性を確保するかという視点で議論を行いました。区条例の違反行為に対する制裁を、比較的重い事案を対象とする刑事処分の罰金とした場合には、警察が検挙し、検察が起訴することになり、手続的に煩雑で、実効性の確保も難しいと判断いたしました。

一方で、制裁を比較的軽い違反行為を対象とした行政処分の過料とした場合には、現場で違反行為を告知し、区長が即過料処分を決定し、納付してもらうことができることから、処分の即時性と実効性の確保を狙いとして、過料としたものでございます。

過料の用途につきましては、特定の目的を定めず、一般財源として行政目的に幅広く活用しておりますが、この事業には、過料による歳入の数倍の予算を投入してございます。その結果として、他の大都市と比べても、まちが美しく保たれており、それが安心にもつながって、まち全体の質を高める結果となってあらわれているものと認識しております。

本年5月には、条例施行から本年三月末までの過料処分の合計金額が1億円に達したとの新聞報道がなされ、反響を呼んだところで。しかし、この条例は、過料処分を目

的とするものではなく、ルールを守った喫煙で、良好な生活環境を確保することを本旨としております。最終的には、「路上での喫煙はしない」というルールを守っていただき、過料処分がなくなることが望ましいと考えております。

次に、公園における喫煙状況の改善についてですが、ここ数年、公園での喫煙者が大幅に増加し、お子さんや一般の方々も公園の利用をためらったり、近隣にお住まいの方たちのご迷惑となっているケースが増えてきております。

今年度、区では、区内56カ所の公園・児童遊園の実態調査を実施し、現在、その結果を踏まえながら、公園における喫煙対策を検討しております。現実には多くの喫煙者が区内におられる実態を踏まえ、公園の面積や規模、また利用実態に合わせ、喫煙者と非喫煙者が共生できるような分煙施設の整備や、それに合わせた禁煙スペースの設定などの方向性をまとめてまいりたいと考えております。

また、区の助成金を活用した屋内喫煙所の設置も進んできており、今後は、公園の近くへの設置を進めるなど、増設を目指してまいります。さらには、これまでには考えられなかった民間の有料喫煙所が開設されるなど、新たな動きも出てきております。これらの動きなども注意し、さま





さまざまな手法を組み合わせながら、区内の喫煙対策と生活環境の確保を進めてまいります。

### ○危機管理担当部長

桜井議員の防災対策に関するご質問について、区長答弁を補足し、お答えいたします。

まず、首都直下地震及び南海トラフ地震の被害想定を踏



まえた区の対策でございしますが、お話しのように、東京都は本年四月に六年ぶりに首都直下地震の被害想定を見直し、公表いたしました。また、内閣府は、今年三月に、第一次報告として公表した南海トラフ地震による津波高等について、先月、第二次報告として精度を高めて推計したものを公表し、これに合わせ、中央防災会議は、この地震による被害想定を公表したところでございます。

この南海トラフ地震につきましては、「発生頻度は極めて低い」との前置きはございますが、全国的には、津波等により甚大な被害が発生するという想定結果が出ております。

南海トラフ地震では、区市町村別の被害想定は公表されておりませんが、区内では、特に島嶼地域において、津波被害の大きさが懸念されております。一方、区部において

は、全域で震度5強、東京湾での津波高は2.2メートルと予想されており、死者は発生しないとされております。

なお、区部では、首都直下地震の被害想定結果が地震の揺れや被害規模など、あらゆる面で南海トラフ地震を上回っており、今年度の地域防災計画や災害対策事業計画の見直しは、この首都直下地震を踏まえた修正作業を行っております。

現在、区では、次の3つの視点により、地域防災計画等の改定を進めているところでございます。

1つは、平成二十三年度の地域防災計画改定で示した防災対策の方向性を基本とし、その検討の深度化と対策の具現化を図るものです。

2つ目は、東京都の新たな震災被害想定に基づいて、計画、対策を再検証し、的確な減災対策を講じるものでございます。

3つ目として、各防災関係機関における最新の計画や対策を反映させるとともに、防災対策における連携・協力をさらに強化するものでございます。

計画改定を進める上で、特に重点的に検討するべき事項である避難所の運営、帰宅困難者対策、情報連絡、本部運営、女性の視点での防災対策については、それぞれ作業部会を設置し、鋭意検討を進めているところでございます。

これらの検討がまとまり次第、議会の皆様に報告し、ご審議いただきたいと思います。



次に、災害時の情報提供についてでございますが、東日本大震災の際には、ご指摘のとおり、区内の被災状況や避難所の開設状況、帰宅困難者への対応等、さまざまな情報について区民の皆様にご伝達することができませんでした。これを教訓として、災害時の情報伝達のあり方について、一から見直しを行い、新たな対策に取り組んでいくところでございます。

具体的には、デジタル式無線機を認証保育所や高齢者あんしんセンター等、民間運営施設も含む全ての区民利用施設に増配備いたしました。この8月に災害時協定を締結した帰宅困難者受入施設にも配備してまいります。また、区のホームページのリニューアルに合わせ、災害時には区内状況など、必要な情報を迅速に提供してまいります。加えて、災害時に比較的つながりやすいと言われるツイッターにつきまして、この9月に導入いたしましたので、災害時にも情報提供ツールとして活用してまいります。

さらに、携帯電話会社と提携し、区内にいらつしやる携帯電話をお持ちの方に各種情報メールを送信する「緊急速



報メール」の配信や、災害時に多くの人の滞留が予想される公園や広場に小型スピーカーを設置し、音声による情報提供を行ってまいります。

今後は、街頭にあるパブリックビューイングやデジタルサイネージの活用、FM局やローカルテレビ局との連携、避難所を中心としたアナログ的な情報提供の拡充についても、鋭意検討をしてまいります。

災害時の情報につきましては、ご指摘のとおり、国や東京都との連携が不可欠でございます。現状では、国が導入しております全国瞬時警報システム（Jアラート）や、東京都防災行政無線の専用電話の配備、そして都無線の不通時バックアップ用のMCA無線機などがございます。平時から各種情報伝達を行っているほか、東日本大震災の際には、実際に頻繁な通信が行われ、状況の把握に寄与したところがございます。今後は、定期的な通信訓練等に加え、区が行う防災訓練の中で、情報伝達訓練として組み入れることを検討するなど、さらに連携の強化を図ってまいります。

次に、マンションにおける防災対策についてでございます。

ご指摘のとおり、マンション居住の方の中には町会未加入の方も多く、地域内での協力しともに助け合うという協助の中に組み入れることが難しい側面がございます。このため、まずはマンション内での自助・協力の向上を目指し、

その上で、可能な限り地域との連携を強めていくことを目的とした「マンション防災計画」の策定を促進しているところでございます。

「マンション防災計画」は、災害時の役割分担や、エレベーター内の閉じ込め対策、災害時要援護者対策、防災用資機材や備蓄物資の保管、地域との連携や防災訓練の実施などが盛り込まれ、マンション個々の事情に合わせて策定するものがございます。策定に当たりましては、必要に応じて、マンションの防災対策の専門家によるアドバイザー派遣をまいります。

従来から実施してまいりましたマンション備蓄物資購入助成制度につきましては、「マンション防災計画」を策定した場合には、補助率の割り増しも受けられることとなります。

また、災害時要援護者の安否確認や支援につきましても、この計画に盛り込んでいただき、マンション内での役割分担による助け合いを基本とし、地域の目が届きにくい方々への対策としてまいります。

今後、できるだけ多くのマンションに「マンション防災計画」を策定いただきますよう、繰り返し周知に努め、計画実施をお願いしてまいります。



